

令和8年度人権啓発のための広告素材制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和8年度人権啓発のための広告素材制作業務委託に係る公募型プロポーザルについて必要な事項を定めます。

1 目的

滋賀県では、県民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日々の暮らしの中で互いの人権に配慮した行動を実践することにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することをめざし、9月の「同和問題啓発強調月間」および12月4日～10日の「人権週間」を中心に人権啓発を行っています。

このため、当該期間に合わせて、身近なところから人権について考えて行動することの大切さを県民に訴え、より一層の人権意識の高揚を図るため、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を効果的に活用した各種広告素材を制作し、人権啓発に活用します。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度人権啓発のための広告素材制作業務委託

(2) 契約期間

契約締結日（令和8年（2026年）5月頃を予定）から令和8年（2026年）12月11日（金）まで

(3) 業務内容

別添「令和8年度人権啓発のための広告素材制作業務委託仕様書」のとおり

3 支出予定額

2,014,650円 ※消費税および地方消費税を含む。

4 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

【営業種目】

次の種目が、希望営業種目に登録されていること。

大分類「役務」

中分類「広告」、「デザイン」または「映像・音声情報制作」（※いずれか一つ）

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・ 物品・役務電子調達システム
- ・ 滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314）

5 説明会

説明会は開催しません。

6 プロポーザルに係る質問および回答

(1) 質問方法

質問票（様式1）によりファクシミリまたはメールで受け付けます。

※審査の内容に関しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。

※過去の制作物の現物を見たい場合は、「11 問い合わせ先」まで連絡をしてください。

(2) 提出期限

令和8年4月28日(火) 17時

(3) 質問に対する回答

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県のホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

(滋賀県 > 県民の方 > くらし > 人権 > 用途 > お知らせ)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/>

(4) 回答期日

令和8年5月1日(金)17時を目途に回答する

(5) 質問票の提出先

「11 問い合わせ先」に同じ

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

① 企画提案書等提出書（様式2）…1部

② 企画提案書

企画提案の課題は、「同和問題啓発強調月間」啓発のための広告素材の中のポスターとします。ただし、ポスターを活用した動画作成案と一緒に提出してください（別紙1のとおり）。ポスターのテーマ等の詳細は、資料「同和問題啓発強調月間広告 企画概要書」を参照。

(ア)「別紙1」…6部（ただし1部のみ事業者名を記載）

(イ)「B2判(原寸大)ポスター」…1部（裏面に事業者名を記載）

(ウ)「A4判ポスター」(カラーおよびモノクロ)…各6部

（ただし1部のみ事業者名を記載）

③ 制作スケジュール（別紙2）…6部（ただし1部のみ事業者名を記載）

④ 概算見積書（任意の様式）…1部

- ・業務委託仕様書に示す全ての企画・制作に係る経費について計上してください。
- ・経費の内訳がわかるように、各項目の企画・制作に係る経費を詳細に記載してください。
- ・消費税および地方消費税を含めること。（税額を明示すること）

⑤ その他添付書類（該当する場合） 各1部

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

- ・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合に、申立書
- ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、
 - a については審査登録機関の証明書の写し、a 以外については認証・登録証の写し
 - a 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - b 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
 - c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2)提出期限

令和8年5月22日(金) 12時

(3)提出方法

持参または郵送により受け付けます。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日を除く日の9時から17時(12時から13時までを除く。)の間に提出してください。ただし、令和8年5月22日(金)は9時から12時までの間とします。

また、郵送の場合は書留に限ることとし、令和8年5月22日(金)12時までに滋賀県庁総務課文書収発室に到着したものに限り受け付けます。

(4)提出先

「11 問い合わせ先」に同じ

(5)企画提案にあたっての留意事項

①企画の提案は1社につき複数提案可(3案まで)とします。

ただし、その場合、コンセプトの異なるものとしてください。

(色・イラストタッチ、キャッチコピーの言い回しの違い等は不可)

②提案にあたっては、8(3)「審査基準」や資料「同和問題啓発強調月間 企画概要書」に留意してください。

8 審査について

(1)審査概要

人権施策推進課が設置する企画案の選定会議において、提出された書類に基づき審査を行い、予定

価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とします。ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約予定者としません。

(2)選定会議の設置

人権施策推進課および関係課の5名の委員をもって設置します。

(3)審査基準

評価項目	着眼点、配点など	評価点										
企画力	・指定したテーマの趣旨を的確に理解し、作品に反映できているか。	20点										
訴求力	・人目を惹くものとなっているか。(7点) ・一目見て、啓発意図がわかるものとなっているか。(8点)	15点										
啓発力	・身近なところから人権について考え、行動につなげられるような内容となっているか。(9点) ・ターゲット層(20歳~40歳代)に刺さる内容となっているか。(9点) ・見る人の心に訴えかけ、記憶に残るものとなっているか。(9点)	27点										
表現力 構成力	・言葉づかいや色づかいが、誰にでもわかりやすい表現となっているか。(7点) ・ジンケンダーを効果的に活用したものとなっているか。(7点) ・わかりやすい場面設定やストーリー展開となっているか。(6点)	20点										
制作スケジュール	・仕様書に示す納期に合わせ、県と十分に協議を行い制作できる計画となっているか。	2点										
経済性	・見積価格は適正であるか。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>予定価格の80%未満</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の80%以上85%未満</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の85%以上90%未満</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の90%以上95%未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の95%以上</td> <td>1点</td> </tr> </table>	予定価格の80%未満	10点	予定価格の80%以上85%未満	8点	予定価格の85%以上90%未満	6点	予定価格の90%以上95%未満	4点	予定価格の95%以上	1点	10点
予定価格の80%未満	10点											
予定価格の80%以上85%未満	8点											
予定価格の85%以上90%未満	6点											
予定価格の90%以上95%未満	4点											
予定価格の95%以上	1点											
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1点										
高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1点										
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。 		1点										
滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1点										
環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 		1点										

<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	
滋賀県内に本店を有しているか。	1 点

合計 100 点

(4) 選定会議の日時

令和 8 年 5 月 26 日（火）予定

9 契約予定者の決定・通知

上記「8 審査について」のとおり契約予定者を決定します。

結果については書面で通知します。

10 その他

- (1) 企画提案書等に記載された事項は業務委託仕様書と併せて契約時の仕様書とします。ただし、本業務の目的達成のため、企画提案者(受託者)と制作者(県)との協議により、契約時に項目の追加や訂正、削除を行うことがあります。協議により決定した業務委託仕様書に基づき見積書徴取を行い、見積金額が予定価格の制限の範囲内であったときは委託契約を締結します。
- (2) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された全ての書類は返却しません。なお、このプロポーザルに係る審査以外には使用します。
- (4) 必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には、失格とします。企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
- (5) 制作した広告素材のキャラクターやデザイン等は、この委託業務に係る契約期間満了後についても特に期限を定めず、本県が行う人権啓発事業で使用するため、そのために必要な著作権に係る手続等については、企画提案を行う前に受託者においてこれを処理してください。また、これに係る著作権使用料も今回の契約金額に含むこととしてください。
- (6) 人権施策推進課が制作したキャラクター以外の既製のイラストや写真等を使用する場合には、プロポーザル作品についても、必ず承諾を取ってから行ってください。
- (7) 採用した場合でも、本業務の達成のために、制作過程において両者協議の上、その内容の一部を変更する場合があります。
- (8) 過去に制作した広告素材は、人権施策推進課ホームページに掲載しているので参考にしてください。現物を閲覧したい場合は、人権施策推進課まで御連絡ください。
- (9) 「ジンケンダー」を実写で使用する場合は、着ぐるみやパペット人形の貸出しを行います。資材の貸出しを希望される場合は、県ホームページに掲載している「人権啓発資材貸出申請書」により、企画提案書等とともに提出してください。なお、希望日が他の事業での利用と重なった場合、貸出期間の調整をさせていただくこともありますので、あらかじめ御了承ください。
- (10) この委託業務により制作した成果物は、委託業務完了後、すべて滋賀県に納品してください。

11 問い合わせ先

滋賀県総合企画部人権施策推進課 企画・啓発係

住所 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3533 / FAX 077-528-4852 / E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp